

意見書案第 48 号

所得税法第56条の廃止を求める意見書

上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

平成21年9月18日提出

提出者	長沼町議会議員	栗 木 睦 男
賛成者	〃	藪 田 享

長沼町議会議長 駒 谷 広 栄 様

所得税法第56条の廃止を求める意見書

中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。しかしその中小零細業者を支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、所得税法第56条の「配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない」との規定により、必要経費に認められていません。

事業主の所得から控除される金額は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円です。家族従業者はこのわずかな控除しかなく、社会的にも経済的にも全く自立できないことから、他の職業を求め、後継者不足に拍車をかけています。青色申告者に加え、白色申告者にも記帳義務が課せられている現在、税法による人格と労働の否定とも言うべき事態は、早急に解決されるべきです。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃」を必要経費として認め、家族従業者の人格、人権及び労働を正當に評価しています。

よって、家族従業者の労働に対する報酬を認め、所得税法第56条を廃止することを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年9月18日

長沼町議会議長 駒谷広栄

提出先

衆議院議長

参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
法 務 大 臣
財 務 大 臣

各 通